

法人なかま

2023 July

7

No.569

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 神田法人会部会総会実施報告
- 05 税法実務研修会
- 06 会社経理実践講座
- 07 神田わが街
有限会社 昇龍館
代表取締役 小林 秀行氏
- 09 税務署からのお知らせ
事業者のみなさま
インボイス制度に向けての
ご準備を
- 11 コラム
ジャーナリスト 海部隆太郎
- 12 コラム
税理士 牧野義博
- 13 ワイズ・パートナーズ税理士法人
税理士からのアドバイス
- 14 コラム
歳川隆雄 レポート
- 15 食いしん坊手帖
廣瀬與兵衛商店
- 17 法人会からのお知らせ
令和6年度に向けた法人会の
税制改正提言のご依頼



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

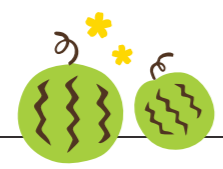
「法人なかま」7月号

研修カレンダー	7月																																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
● 青年部会 懇親ゴルフ大会								日時：7月8日(土)終日 会場：太平洋クラブ 美野里コース																									
● 源泉部会公開税務研修会 (集合&オンライン形式) テーマ「住民税について」												日時：7月12日(水)午後2時～3時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：千代田区役所税務課 担当官																					
● 第3回税法実務研修会 (集合&オンライン形式) テーマ「法人の損金② 交際費・寄附金・海外渡航費等」												日時：7月13日(木)午後2時～4時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部所属税理士																					
● 源泉部会公開労務研修会 (集合&オンライン形式) テーマ「労働基準法改正について 相談・調査事例の紹介」																								日時：7月24日(月)午後2時～3時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：中央労働基準監督署 第1方面 担当官									
● 第1回会社経理実践講座 (完全オンライン) テーマ「経理実務入門」																																	

「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださいます様、お願い申し上げます。

税の暦 7月の税務



- 7月10日
 - 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 7月18日
 - 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日
 - 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
 - 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

- 7 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

● 7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※税理士法施行72周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

[確定申告書等(申告のお知らせ)]

決算期	発送予定日
令和5年6月	7月26日(水)
令和5年7月	8月28日(月)

[予定(中間)申告書]

決算期	発送予定日
令和5年12月(3月・6月・9月)	8月7日(月)
令和6年1月(4月・7月・10月)	9月4日(月)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



公益社団法人 神田法人会

みんながつながる第一歩!

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単にを行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- 将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- 今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- 各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ
のバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

ご注意事項

- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス避けるため、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

神田法人会部会総会実施報告

本年5月に神田法人会の2年に1度の改選期となる部会総会が各部会ごとに執り行われました。



源泉部会

これまでに引き続き原島 藤壽氏が源泉部会長として源泉部会を牽引することとなりました。

開催当日は神田税務署のご協力の元、部会員向けに令和5年度における源泉徴収に関する税制改正の研修も行われ盛況裡に終えることが出来ました。



原島 藤壽氏

青年部会

令和4年度を以て野村 篤志氏が青年部会会長を勇退され、令和5年度より金枝 総吉氏が新たに部会長に選任をされました。総会に引き続き開催された懇親会においては今後の青年部会の在り方等、活発な意見交換が行われ盛況裡に終えることが出来ました。



野村 篤志氏



金枝 総吉氏

女性部会

令和4年度を以て三橋 千晴氏が女性部会会長を勇退となり、令和5年度より新たに芝崎 麻由美氏を新部会長として迎え総会開催を記念してピアノとオペラによる記念公演も執り行われ、盛況裡に終えることが出来ました。



三橋氏と芝崎氏を囲んでの記念撮影

令和5年度
第4回

税法実務研修会



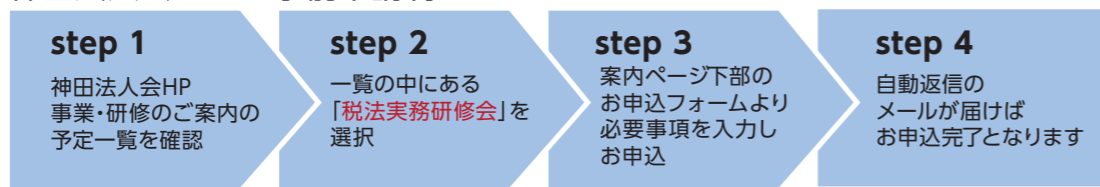
テーマ

法人の損金③ (租税公課・保険料・損害賠償金等)

- 日時** 令和5年8月18日(金) 午後2時～4時
- 会場** 法人会2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
- 講師** 東京税理士会神田支部所属 税理士
- テキスト** 一般財団法人大蔵財務協会発行
「令和5年版図解法人税」定価3,740円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。
**今回から新年版のテキストになります。
お間違えの無いようご注意ください。**
- 会費** 会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社
- 定員** 会場 50名様まで
オンライン 100名様まで
- 申込期日** 8月4日(金)まで
- 申込方法** 神田法人会HPより事前申請制になります



(受講の際はマスク着用願います)



お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込について

- 会場参加
 - ①当会HP事業研修のご案内より該当研修タイトル会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
- オンライン参加
 - ①当会HP事業研修のご案内より該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
 - ①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
 - ①開催当日に会場で直接販売致します。
- オンライン参加
 - ①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
 - ②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更は原則致しかねます。
 - ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
 - ④テキストの発送・請求は当会からではなく(一財)大蔵財務協会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

令和5年度
第2回

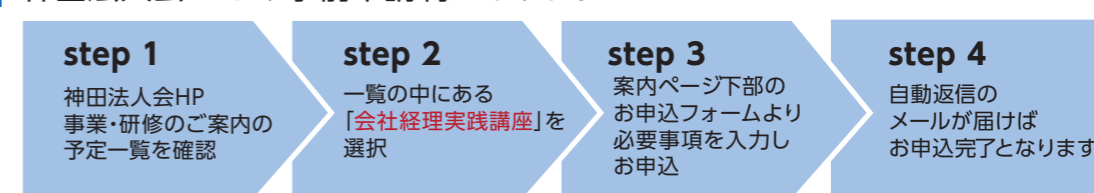
会社経理実践講座



テーマ

消費税～インボイス制度の 対応について

- 日時** 令和5年8月24日(木) 午後2時～4時
- 会場** ZOOMウェビナーを用いた完全オンライン形式
- 講師** 東京税理士会神田支部所属 税理士
- テキスト** 株式会社税務研究会発行「消費税の「インボイス制度」完全解説」
定価1,980円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。請求書は発送時に同梱となります。
- 会費** 会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社
- 定員** オンライン 100名様まで
- 申込期日** 8月8日(火)まで
- 申込方法** 神田法人会HPより事前申請制になります



お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込について

- ①本研修はZOOMウェビナーによるオンラインのみでの開催になり、テキストのご用意が必須となります。
- ②お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
- ③共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- ①テキストを既に所持している場合においては別途購入の必要ございません。
- ②申込締切はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。
その為締切後の追加購入やキャンセルは原則お受け致しかねますのでご注意ください。
- ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
- ④テキストの発送・請求は当会からではなく(株)税務研究会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。



1階のテナントさんの前で。カレー屋CHANTOYA COCONUT CURRYは、食ベログのカレー 100名店2022にも選出された人気店

会員企業訪問シリーズ
神田わが街

第4回

有限会社 昇龍館

元々は木造の旅館から始まり、昭和49年に現在のビルを施工。地上7階。SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）。エレベーター1基。現在、1階ではイタリアンダイニングバー「ワイン酒場ひだまり」とカレー屋「CHANTOYA COCONUT CURRY」の2店舗が営業中。

企業データ

●本社 東京都千代田区神田小川町3-28
TEL 03-3294-0566
FAX 03-3294-0567
2023年7月現在



**リスクリングで
円滑な事業承継を目指す**

**ゼネコン社員から
割烹料理屋の店長に**

明大通りと本郷通りを結ぶ駿河台道灌道という名の一方通行の道がある。道の両側には、その名もスルガダイニオイというオオシマザクラ系の香りの強い種の桜並木が続く。春になると通りにはサクラの芳香が漂う。JR御茶ノ水駅へと続くお茶の水通りとの交差点に、太田姫稲荷神社がひっそりとたたずんでいる。神田法人会第三地区長を務める小林秀行さんは、この神社の対面にかつてあった旅館「昇龍館」で生まれ育った。木造の旅館は昭和48年に取り壊され翌年、昇龍館ビルとして生まれ変わった。熊谷組が建てた7階建てのそのコンクリートビルは当時では高層の部類に入り、最上階から富士山がよく見えたという。現在、昇龍館ビルから100mほど靖国通り方面に向かったところに「お茶の水ホテル昇龍館」が営業中だ。こちらは小林さんの従兄弟が経営しているホテルで、元々は旅館昇龍館の別館だったそう。小林さんの亡父は8人兄弟の末っ子として生まれたが、どういわけか本館を継ぐことになり、別館は長兄に委ねられた。時が流れ、本館を継いだ父は旅館業を見限

り、昭和49年に昇龍館ビルを建て、1階と2階で割烹料理屋「昇龍館」を始めた。小林さん15歳の時であった。翌年、小林さんは慶應義塾高校に進学し、順当に慶應義塾大学商学部に入学会計を学んだ。卒業後は大手ゼネコンの大成建設に入社。1年間の本社勤務の後、新潟に転勤。地方の暮らしに慣れた3年目の昭和59年に父が病気を患った。小林さんには7歳上の姉と5歳上の兄がいるが、二人とも実家を手伝う考えはなかった。ちょうどその頃、小林さんは今の奥さんとお見合いをして、お互いに魅かれ合った。そこで小林さんは実家に戻る決断をし、結婚もした。大手ゼネコンを辞め昭和60年、割烹料理屋の店長として働き始めた。時はまさにバブル景気前夜。割烹料理屋は大繁盛。座敷が6部屋あり、70人規模の宴会も入った。従業員が7人いたが、猫の手も借りたくて奥さんも女将として働いた。しかし、好事魔多しである。5年ほどでバブル景気がはじけると、証券会社や金融機関の常連さんが多かったこともあり、閑古鳥が鳴くようになった。ま



桜並木が美しい駿河台道灌道。向かって左が昇龍館ビル



昭和40年代の旅館昇龍館。白い建物は当時建ったばかりのトヨタの社員寮。その右の木造の建物が旅館。ちなみに、トヨタの社員寮だった白い建物は今も残っていて、シェアオフィスになっている

さに水商売。そして平成8年。闘病中だった父が72年の生涯を閉じた。

**父が亡くなって初めて知った
驚愕の事実**

相続の手続きを進めようと除籍謄本を取り寄せた小林さんは、その時初めて兄と姉とは母親が違うということを知った。旅館の三兄弟として一つ屋根の下で育てきたのに、兄と姉は父の前妻の子だったのである。「いや、驚いたのなんのって。父が再婚ということも全く知りませんでした。兄と姉とは歳が離れていたこともあり、昔からそりが合わなかったんですが、年齢だけではなかったんです。そんなわけで、相続はもめにもめましたね」母から聞いた話はこうだ。前妻との間に一男一女を授かった父は、前妻とともに旅館昇龍館で働いていた。しかし、当時の社長は明治生まれの祖母である。厳粛だった祖母と前妻が合わなかったのか、ある日、前妻はお客と共に夜逃げした。意気消沈している父を見兼ねてか、祖母はつてを辿って愛知県の一宮から再婚相手を探してきた。それが、小林さんの母だった。程なくして、母は新しい命を授かった。そして昭和34年1月に生まれたのが小林さんである。その時、姉はすでに7歳だったので、母が違うということは理解していたようだが、兄も自分が結婚する時まで、母が実母ではないと知らなかったという。「子どもの頃ならまだしも、せめて成人してから、直接父の口から聞いたかったですよ。父が亡くなった時は、姉も兄も家を出ていました。ここの建物と土地が父の個人名義だったこともあり、父は私の妻を養子縁組にしていました。相続税の基礎控除を増やすために。しかし、兄や姉からすれば配分が減るわけで、この点ももめました。父としては、私たちのことを考えて基礎控除額を増やすためにやったことですが、やはりこういうことは、



ひっそりとたたずむ太田姫稲荷神社。室町時代に活躍した上杉家の家宰、太田道灌にゆかりがある

ちゃんと生前に伝えておかねばなりませんね」税制上は実子がいる場合でも、1人まで養子縁組が認められている。相続税の計算方法は相続財産の額から基礎控除額を引いた金額に課税される。基礎控除額は3,000万円+法定相続人の数×600万円。つまり、法定相続人が多いほど基礎控除の額が増える仕組みとなっているのだ。

**リスクリング（学び直し）で
税理士試験をパス**

結局、小林さんは土地と建物を相続することになり、借金をして相続税を支払った。「当初父は、兄に継がせようと考えていたようですが、兄は山っ気があり、こいつに任せては危険だということで、私が継ぐようになったんです。不動産の経営というのは、慎重じゃないとダメだと私は思います。100万円が手に入っても、それをずっと手元に置いておくようじゃないと。宵越しの銭は持たないタイプの人には不動産経営は難しいです。たとえばテナントさんから消費税をいただく、つい自分のものと勘違いしてしまいがちですが、期日 cameたらちゃんと納税しないといけないお金です。それを錯覚してしまう人が多いのか、税の中で一番滞納額が多いのが消費税なんです。それ以外にもメンテナンスや改修工事など、いつ何時、まとまった額のお金が必要になるかわかりません」その点、小林さんは石橋をたたいて渡るタイプ。父の死後4年間はなんとか割烹を続けたが、貸店舗にしたほうが賢明だと考えて、平成12年に割烹を閉店。以降、不動産管理に徹して、今はイタリアンとカレー屋の2店舗を含む17社のテナントが入っている。割烹を閉じたら時間もできたので、町会や法人会の活動にも積極的に参加するようになった。そして、税についての知識を増やすため、昔から漠然と抱いていた税理士の資格を取ろうと決意。40歳を過

ぎていたが、コツコツと勉強を始めた。「ライフワークみたいになって、15～16年勉強を続けました。神保町の大原簿記学校にも通い、息子と同じくらいの年齢の先生に教わって（笑）。それでようやく去年（令和4年）11月に、税理士試験に合格することができました」合格書を受け取った小林さんは63歳になっていた。まさに六十の手習いだ。この先、この資格をどう生かすか今は思案中とのこと。「あとはどうやって事業承継していくかです。息子が二人いて長男が36歳、次男が34歳。ただ、不動産経営を二人でやるとうまくいかないのは明白なので、どちらか一人に任せようと思います。また、このビルは旧耐震なので、いつかは補強工事させねばなりません。耐震工事をするだけで2億5,000万～3億円くらいかかると言われました。建て直したら解体込みで5億は覚悟せねばなりません。今は間合いを見計らっているところです」大学時代は会計のゼミに在籍していた小林さん。父の相続で苦労したこともあり、リスクリングで税を学び直し、円滑な事業承継に向けて着実に前進している。

レポート◎山根和明（広報委員会）

有限会社 昇龍館

代表取締役

小林秀行（こばやしひでゆき）

1959年1月東京都千代田区生まれ。1981年慶應義塾大学商学部卒業。同年大成建設入社。5年間勤めた後、実家に戻り割烹「昇龍館」の店長を務め、後にビルディングの管理に徹する。宅地建物取引士の資格のほか2022年に税理士試験に合格。神田法人会理事 第三地区長 第十八支部長。小川町北三町会会長。二男の父。趣味はエクササイズとリスクリング。



合格証書
小林秀行
右の者第1回税理士試験に合格し、これを証する
令和四年二月二十日
日本税理士会 山田 洋

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。



新たな負担軽減措置

税負担・事務負担の軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの支援策も

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度について一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



進化するAIの不安と期待

子どもの頃（1970年頃）に見たテレビ番組「スパイ大作戦」で、作業者がチェスのプロを相手に勝利する場面を思い出した。眼鏡に仕込んだカメラでプロの手を別室にいる人物に見せ、真空管の大型コンピューターが次の一手を考え、イヤホンで伝えるという手法だった。実現不可能なことに挑戦する爽快感が面白い番組だが、現在は将棋の対局などで普通に見られるようになった。

ここ数年、記者仲間だった友人たちとの会話は、健康と年金の話ばかり。もっと違う話題があるはずだと思いつつも常に話が盛り上がり、多くの時間を費やしても飽きることがなかった。ところが最近、高品質な文章を生成するチャット GPT が、健康よりも年金のことよりもわれわれの関心を引きつけている。現状では信頼に足るほど AI（人工知能）の能力は高くないという見方ができるものの、進歩の速さには驚く。われわれ程度の記者の能力はすぐに追い越されてしまうに違いない。編集者が望む原稿をチャット GPT に指示すれば、あっという間に欲しい文章が完成する。こうなれば文字をなりわいにする輩は不要になるのは必定だ。遠くない将来にやってくるのか、不安は危機意識に変わっている。

人類と AI の共存をどう図るか

チャット GPT はネット上の情報を吸い上げて文章を作り上げる。正しい情報も間違った情報も混在する中から、与えられたテーマに沿う内容を上手に構成するのが危険性は拭えない。そこにある情報は、多くの人たちが創り上げた文章であり著作権にも触れるはず。こんな議論は、すでに盛んに行われている。欧州では AI を規制する動きがあり、米国でも一時的に開発を止め、法制度を整備したうえで再開すべきだという流れが出てきている。

われわれの議論で最も危惧したのは、AI が人間の特権である創造性をも手に入れること。自ら考え最適な行動を指示するようになれば、映画のターミネーターが一気に現実化する。人々が考え議論し結論を導き出すのではなく、AI が瞬時に結論を導き出すのは認めがたい。こうなると AI への不安が増幅する。

だからこそ AI が社会を豊かにするツールとして進化することに期待したい。そのためには条件を設けることが不可欠と思う。いずれは人類と AI の共存を考える時が来ることは覚悟している。それでも万が一にも AI に行動を指示されるのだけはゴメンだ。今でさえ人に行動を指示されたり、強要されたりすることを極端に嫌う私にとって、AI からの指示など受け入れられるはずがない。

唯一、許されるのは妻からの指示。これだけは逆らえない。



【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）

法政大学卒。日本工業新聞社、IT 企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題の取材・執筆活動を展開する。

借入金の調査 ～実践税務調査～

個人からの借入金については、導入原資、つまり借入先のどこから払い出されたものなのかの確認が行われ、代表者等からのものであれば、個人預金等の提示が求められるのは確実に調査の受忍義務の範囲内となります。

あるベテラン調査官は代表者からの借入金について検討をしましたが、代表者の預金口座から出ている形跡がありません。代表者を説得したのですが、協力が得られなかったことから、やむなく銀行調査に移行しました。

借入金の入金日を中心に、法人の預金の動きと代表者やその親族名義の預金の動きをトレースしたところが、親族名義の普通預金に多額の出金があることが判明しました。さっそく調査官はその名義人と面接し、出金の用途を尋ねたところ、「そのような預金は持っていないのでわからない」との回答でした。「ははあ、これは借名預金だな！」。ひと昔前までは仮名預金が使われていたのですが、本人確認が厳しくなり今ではその手は使えません。

調査官は再度、銀行調査を実施し、借名預金とおぼしき普通預金の動きを復元してみました。すると、借名預金口座への振込金額が結構あるではありませんか。振込先に反面調査を行ったところ、調査法人の小口売上先であることが判明したので、代表者を厳しく追及しました。さすがの代表者も観念し、借名預金通帳とキャッシュカードを調査官に提示し、売上げを除外していたことを認めました。まさかここまで調査をされるとは思わなかったそうです。このように借入金は不正資金の導入に利用されることが多々あるのです。

売上除外等により簿外資金を確保しても、これを使わなければ意味がありません。今回は、会社の資金繰りが厳しくなってきたことから、簿外資金を表に

出さざるを得なかったのですが、多くの場合は、いったん定期預金としてプールし、溜まりが増えてきたところで高級外車や高級マンションの購入といった個人的資産の購入の傾向が常態化しているようです。ちなみに高級外車については国税当局が常に購入者の把握をしていますので、個人の申告状況と常に照合しています。

最近では、純金の価格が高騰していることから、金のインゴットを大量に購入している場合もあるので、金取引業者への資料収集も国税当局では徹底しているやに聞いております。ちなみに、金の取引は本人確認が義務付けられているため、実名でしかできません。



【筆者紹介】

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査 1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



税理士からの アドバイス

vol.103

現物分配



山崎 純一
税理士

ワイズ・パートナーズ税理士法人
〒101-0025 千代田区神田佐久間町3-1-1
秋葉原CHビル3F
TEL. 03-5829-8729
FAX. 03-5829-8759

Q. 会社から株主に対する配当は通常は金銭で行われると思いますが、金銭に代えて不動産や株式等の資産を配当できると聞きました。その場合の法人税の取り扱いについて教えてください。



A. 剰余金の配当を金銭以外の資産で行うことを法人税法上は現物分配といいます。現物分配には適格現物分配と非適格現物分配があり、その概要は以下のとおりです。

1 現物分配とは(法法二十二の五の二)

法人がその株主等に対しその法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産を交付することをいいます。

- ① 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配
- ② 解散による残余財産の分配
- ③ 自己の株式又は出資の取得
- ④ 出資の消却、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること
- ⑤ 組織変更

2 適格現物分配の要件(法法二十二の十五)

以下のすべての要件を満たす場合に「適格現物分配」となります。(満たさない場合は「非適格現物分配」となります。)

- ① 現物分配法人と被現物分配法人のいずれも内国法人であること
- ② 現物分配法人と被現物分配法人との間に完全支配関係があること
※現物分配法人とは、現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいいます。
※被現物分配法人とは、現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいいます。

3 現物分配における法人税の取り扱い(法法六十二条の五)

- ・ 適格現物分配: 現物分配資産は帳簿価額により移転する(譲渡損益なし)
- ・ 非適格現物分配: 現物分配資産は時価により移転する(譲渡損益を計上)

4 源泉徴収義務

- ・ 適格現物分配: 配当に係る源泉徴収なし
- ・ 非適格現物分配: 配当に係る源泉徴収あり

5 繰越欠損金の使用制限等

適格現物分配に該当する場合には、被現物分配法人において繰越欠損金の使用制限・特定資産譲渡等損失の損金算入制限が課されることがあるので注意が必要です。

今、永田町では岸田文雄首相が単なる「強運の持ち主」ではなく、想定外の「出来物」であるとの見方に変わりつつある。そして早期の衆院解散・総選挙説が浮上する中で、そのタイミングを計る岸田氏の心境を例えるならば、正岡子規の有名な短歌「真砂なす 数なき星の 其の中に 吾に向ひて 光る星あり」(空に散らばる無数の星の中に、私に向かって光る星がある)が相応しいと思われる。主要7カ国首脳会議(G7広島サミット)を議長として成功裏に終え、報道各社の世論調査では内閣支持率が急上昇、東京証券取引所の日経平均株価もバブル後最高値の3万2,000円台を超えるなど、ここに来て岸田氏は急速に自信を深めている。先ずは最近の世論調査結果をチェックしたい。NHK調査(5月12~14日実施):前月比4.4ポイント増の46.4%、朝日新聞(同27~28日):同8ポイント増の46%、読売新聞(19~21日):同9ポイント増の56%、毎日新聞(20~21日):同9ポイント増の45%、日本経済新聞(27~28日):同5ポイント減の47%、共同通信(27~28日):同0.4ポイント増の47%、時事通信(12~15日):同4.7ポイント増の38.2%——。他社と比較して読売の56%と時事の38.2%は極単に過ぎるが、相場観として46~47%というレベルではないか。であるとしても昨年11月調査では各社軒並み支持率は35%前後であり、低めの数値が出やすい「時事」が27.7%、高い数値が出る「読売」も36%だったことを想起すれば、支持率急上昇と言っても過言ではない。では、なぜ「岸田氏評価」がかくも大きく変容したのか。指摘すべきは、「決断できない人」とされた首相が「決断する人」に変身を遂げたことであろう。否、もともと決断できる人、ある意味で頑固な人であった地金が首脳外交を重ねる中でやっとのことで表面化したと見るべきだ。それが際立ったのが3月の自らのウクライナ電撃訪問と5月のG7広島サミットへのウォロディミル・ゼレンスキー大統領の出席の実現である。この2つの外交攻勢に共通するのはそのプロセスにおける保秘態勢が完遂したことだった。我が国の戦後外交史上、これほど厳しい情報管理が上手くいった案件は他に類例が無い。後者で言えば、4月25日にゼレンスキー氏の対面参加の意向が松田邦紀駐ウクライナ大使の公電を通じて伝えられた岸田氏は翌日、首相官邸に秋葉剛男国家安全保障局長、森健良外務事務次官、山田重夫外務審議官(政務)、小野啓一外務審議官(経済)を密かに召集し、その席でG7諸国以外の拡大合会招待8カ国の理解を求めるよう指示している(同席は嶋田隆首相首席秘書官)。その後、徹底した情報管理のもとで準備が進め

られ、サミット開幕の僅か2日前に確定した。その間に繰り返された鳩首協議では、首相が外務省幹部に対し声を荒げて「情報漏洩があれば、外務省はその場限りでお終いだ」と怒鳴りつけたという。故・安倍晋三元首相をして「岸田はあの顔で得しているな」と言わせた温厚な岸田氏とは思えない場面もあったというのだ。

このように少々の検証をすれば分かるように、岸田氏は官邸のコア(秋葉、嶋田氏)と外務省中核(森、山田、小野氏)の少数精鋭メンバーを中核とする「チーム岸田」を結成して自らが目標とする外交・安全保障政策を相次いで実現する手法を採る。決して「決断しない人」ではない。個人のキャラクターについても、敢えて言えば、かなり「怖い人」でもあるのだ。今までは猫を被っていたとまで言わないが、政権発足1年8カ月を経て生身の政治家・岸田文雄が露出し始めたと思われるべきではないか。褒め過ぎと言う向きもあろうが、筆者の正直な見立てはそのようなものだ。さて、焦点の衆院解散・総選挙の時期である。今秋の9月か10月のいずれかの衆院選実施となるだろう。そして各種経済指標からも日本経済の先行きは決して暗くない。個人の消費も回復している。インバウンド(訪日外国人旅行)はコロナ禍以前に戻ったと言っている。企業業績も明らかに復調している。そこへ7月11~12日にリトアニアの首都ビリニュスで開かれる北大西洋条約機構(NATO)首脳会議出席に始まる外交攻勢が加わる。同時期にスロバキアなど中・東欧訪問、あるいはサウジアラビアを軸に中東訪問、さらに時間をおいて東南アジア諸国連合(ASEAN)3カ国(マレーシア、ブルネイ、ラオス)訪問も検討している。9月になると9~10日に主要20カ国・地域(G20)首脳会議(インドのニューデリー)、同20日前後の国連総会一般討論演説(ニューヨーク)が控えている。11月の米サンフランシスコでアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議、12月の日・ASEAN特別首脳会議(東京)と続く。いずれにしても、岸田・自民党が次期衆院選で敗れる要因を見つけるのが難しい。来年9月の自民党総裁選で岸田氏は再選されて、岸田長期政権となる可能性が高い。

(2023年6月9日、神保町のオフィスにて)

歳川隆雄 (としかわ たかお)

1947年東京生まれ
上智大学英文科中退。
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭の
ジャーナリスト。当会会員。



令和版

食いしん坊手帖

Vol.4

一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の



開店当初のスタッフ。左からオーナーの廣瀬直之さん、ホールを取り仕切る吉田光さん、シェフの森田貴行さん、ホールスタッフの松野早智さん、吉田光枝さん、廣瀬さんの奥さんで同社常務取締役の廣瀬弘子さん

2023年6月開店! 薪炭問屋がルーツの 先鋭的カフェダイニング

レポート◎山根和明(広報委員会)



ガラス張りの外観。会計はキャッシュレス。注文はテーブルのQRコードです。先進的なシステム

廣瀬與兵衛商店

千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル1階
電話：03-3291-0001
●営業時間：【月～金】11:00～17:00 (L.O.14:00)
17:00～21:00 (L.O.19:00)
●定休日：土日・祝日
全80席



ホールの中央部にしつらえられた炭焼きグリルは知り合いのレンガ屋さんに特注したものだ

炭をテーマにした カフェダイニング

駿河台下の交差点から千代田通りを皇居方面へ向かうと、1本の川に出会う。日本橋川である。手前の交差点の名は錦町河岸。この交差点に面した一等地に2023年6月、ガラス張りのカフェダイニングが新規オープンした。その名も『廣瀬與兵衛商店』。大きな窓からは黒とグレーを基調にしたシックな店内の様子が伺える。66坪。広々とした空間はショールームのようでもある。明治から昭和にかけて、この地に『廣瀬與兵衛商店』という名の薪炭問屋があり、古風な店名はここからとっている。そしてもう一つ、店名にちなんでいるのが「炭」である。店内の中心部に大きな炭焼きグリルがしつらえられていて、ここで炭焼き料理を楽しめるようになっている。また、店内のどこどころにも、炭がディスプレイされている。実はオー

ナーの廣瀬直之さんは、この地で薪炭問屋を開いた廣瀬與兵衛の曾孫にあたる。今でも別会社(隣のビル)の『東京燃料林産株式会社』では薪炭の販売をしているのだ。「東京で木炭を売っているというと驚かれる方もいますが、ピザ屋さんや焼き鳥屋さんを中心に500軒くらいの飲食店と取引させていただいています。そんなこともあり、飲食店には知り合いも多く、昔から興味がありました。また、神田界限には全国のアンテナショップがありますが、神田のアンテナショップはどこにもありません。今回、飲食店を始めるにあたり、歴史や文化が色濃く残っている神田のアンテナショップをコンセプトにしようと考えた次第です」廣瀬直之さんは実に楽しそうにお店のコンセプトを話してくれた。



写真左上は「ニース風サラダ」、左下は「Rainbowパワーサラダ」、右は「シーザーサラダ」。ランチタイム時の料金はいずれも1,200円



こちらは夜の前菜にラインナップしているフムス(ひよこ豆のディップ)。850円。中東諸国の伝統料理。香辛料のバランスが絶妙で病みつきになる



フランスの郷土料理「カスレ」(2,800円)は白インゲン豆をふんだんに使用した煮込み料理。オーナーの廣瀬直之さんの好物



「バイクドチーズケーキ」(680円)。竹炭パウダーが塗られている



こちらが壁に描かれた神田の地図

昼は身体の健康、夜は心の健康

テーブル席、カウンター席含めて店内は55席。屋外にテラス席もあり、こちらは15～20人。また、店内には立ち飲みスペースも設けられていて、「交流の場にしていただきたい」とオーナー。気になるメニューだが、意外にも炭焼き料理がメインではない。特にランチで中心になるのはサラダ。スーパーフードのキヌアをふんだんに用いた「パワーサラダ」、「シーズナルサラダ」、「ニース風サラダ」、「シーザーサラダ」、「季節限定のキュウリとみょうがの夏野菜サラダ」の5品がラインナップ。いずれも料金は1,200円。パンやライスも付かない。ただし、サラダ自体のボリュームは300g以上あり、これだけで満腹になること請け合い。成人が目標とすべき1日の野菜摂取量を1食でクリアできる。「神田界限でランチというと、ラーメンやカレー、トンカツなどが定番です。毎日これらを食べていては、あまり健康的とはいえません(笑)。実際、日本人は大腸癌が多いと言われていて、生野菜の摂取量が少ないのがその一因のようです。そんなこともあり、メニューのコンセプトは「昼は身体の健康」、「夜は心の健康」なんです(笑)」と廣瀬さん。



お客様が焼いて楽しめる「BBQグリルベジ」(1,080円)と「ソーセージ盛り合わせ」(1,380円)

フレンチの名門で 修行を積んだシェフ

シェフの森田貴行さんは、名門山の上ホテルで2年、帝国ホテルで13年、フレンチのcockをしてきた。フレンチに炭を使うことはないが、今回、『廣瀬與兵衛商店』のシェフを務めるにあたり、炭の利用法を日々研究しているという。そして、ホールの炭焼きグリルを利用して、お客様が自分でソーセージや野菜をあぶり、都心にいながらBBQのように楽しめるようになっていく。さらに「シーザーサラダ」には竹炭パウダーを混ぜ合わせた黒色のパンが用いられ、デザート「バイクドチーズケーキ」にも竹炭パウダーがアクセントとして塗られている。そして、ランチプレートには「廣瀬與兵衛商店「炭」バーグ」なる黒色のハンバーグもラインナップ。炭は無味無臭だが、天然ミネラルが豊富に含まれていて、デトックス効果が高いそう。ホールの壁の一部分には、神田の地図が描かれている。この先、地元企業とさまざまなコラボレーションをして、商品を店内にディスプレイしたり販売したりしていきたいと廣瀬さんは話す。どのようなコラボが生まれるのか、とても楽しみだ。その昔、目の前を流れる日本橋川は舟運が盛んで、錦町河岸には神田町人の暮らしに必要な様々な物資が運ばれてきた。薪炭もその一つ。時代は変わり『廣瀬與兵衛商店』は神田のアンテナショップをコンセプトに掲げ、神田で働く人たちの憩いの場、出会いの場として新たな一歩を運び始めた。

令和6年度に向けた法人会の税制改正提言のご依頼

平素は当会の活動に格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。法人会では全国規模で税制改正に関する要望を取りまとめております。是非とも皆様からの貴重なご意見を伺えれば幸いです。

神田法人会税制委員会

税目	1. 法人税 2. 所得税 3. 資産税 4. 消費税 5. 地方税 6. その他
----	---

税目	最優先要望事項
税目	その他要望事項

返信は FAX 又は神田法人会 HP からお願い致します。

FAX.03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>
 ※トップページ上段より入力フォームを開けます。

編集後記

6月の総会で、神田法人会の新体制が決まりました。藤井会長のもと、さらに新しい取り組みが具現化されていくのではないかと思います。デジタル推進特別委員会では、ホームページのリニューアルに始まり、20年以上手をつけられなかった法人会事務局内の基幹業務システム入替に取り組んでおります。IT化による業務効率UPも期待されていますが、業務フローベースでの見直しも必要で、議論も白熱しております。また、メールアドレスの登録者はや々と千社に届いたところで、道半ばです。さらなる登録数の増進を

図っていく必要があります。また、広報委員会と連携して、法人なかまのデジタル配信やメールマガジン、事業のイベントや委員会の出欠確認メールなど、双方向でできる新しい取り組みを模索しております。そして、SDGsの観点からも、紙のご案内や資料を減らすことも必要です。皆様、メールアドレスのご登録をお願いいたします。例年よりも梅雨入りが早く、過ごしにくい気候が続きます。カラッと晴れた夏の日差しが待ち遠しいです。

広報副委員長 早川 智久

神田博善 創業100年葬儀と供花で信頼と実績

<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
 ☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
 ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
 生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？ 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
 (☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・1色

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
 - ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
 - ・掲載期間は1月を起算として1年となります。
- ◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

100th

とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年
ホームページ

健



未来へ、今日も明日も。
興産信用金庫

1923年3月23日 創立
2023年3月23日 100周年

昭和30~40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

定価一六五円(税込)

法人会
消費税期限内納付
推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL.03-3294-2531 FAX.03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太
編集人 田中良一